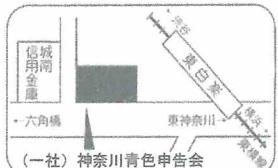


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
2-9-11リビングル2F
TEL 045-433-5221
FAX 045-433-8403
E-mail aoiro-k@sirius.ocn.ne.jp



確定申告結果報告

| | 名 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 名 |
|--------------------------------|-------|---|---|---|---|---|---|---|
| 指導会場来所者数 | 3,549 | | | | | | | |
| 所得税申告書提出件数 | 2,449 | | | | | | | |
| うちe-Tax送信件数 | 1,617 | | | | | | | |
| 青色申告特別控除65万円適用件数 (貸借対照表作成者) | 1,173 | | | | | | | |
| 消費税申告書提出件数 | 287 | | | | | | | |
| うちe-Tax送信件数 | 215 | | | | | | | |
| 青色申請提出件数 | 311 | | | | | | | |
| 入会者数 | 211 | | | | | | | |



確定申告初日街頭広報



平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が3月15日、消費税及び地方消費税の確定申告が3月31日をもちまして無事終了いたしました。
確定申告期間中、ご協力頂きました会員の皆様そして、青色コーナーや街頭広報等ご担当された役員の皆様、指導会場での個別相談及び代理送信にご派遣頂きました東京地方税理士会神奈川支部の先生方に感謝申し上げます。ありがとうございました。

税理士先生による
電子申告代理送信

平成28年分所得税及び復興特別所得税・
消費税及び地方消費税確定申告ご協力ありがとうございました。

神奈川税務署長



鈴木 安彦

春暖の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平成二十八年分の所得税・消費税等及び贈与税の確定申告につきましては、滞りなく終了いたしました。これも皆様方の多大なるご支援の賜物と心から感謝申し上げます。
貴会におかれましては、確定申告初日における街頭広報、税理士会が行う無料申告相談会の案内業務、署申告会場内の青色コーナーへの従事など多岐にわたりご協力いただきました。

特に、本年から本格的に記載することとなつたマイナンバーへの対応では、役員並びに事務局の皆様には、あらゆる機会を通じて番号記載の周知・広報に取り組んでいただき重ねて感謝申し上げます。初年度ではありましたが、皆様の地道な広報活動等により、マイナンバー記載の定着に向け、大きな一步を踏み出せたと感じております。

また、本年も多くの事業者の皆様が青色申告会にご入会されましたと伺っております。是非、新規入会の方々が末永く貴会とお付き合いできるよう、温かいご支援をいただければ幸いでございます。

結びに当たりまして、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と役員並びに事務局員の皆様、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

確定申告お疲れ様でした！

確定申告終了のごあいさつ

提出された
決算書・申告書
の再確認を！



確定申告書を提出した後で、申告した内容に計算誤りなどの間違いがあることに気付いた場合、うっかり申告を忘れてしまった場合、申告、訂正が必要です。次の方法で訂正することができます。

提出された青色申告決算書・確定申告書をもう一度見直してみてはいかがでしょうか！

●税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、納めすぎた税金が還付されます。

期 間

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限の提出期限から5年以内です。

手 続

更正の請求書に必要事項を記入して、所轄の税務署に提出してください。更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（事務局にも用意してあります。）

<忘れてしまいがちな例>

経費（消費税、事業税納付金額）の計上漏れ、医療費、扶養（配偶者）控除漏れ、均等償却（減価償却費）の計上漏れ、扶養家族の支払った国民年金の控除漏れ、寡婦控除の漏れや特別寡婦控除との相違等・・・

●税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に訂正してください。なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

期 間

修正申告は税務署長から更正を受けるまではいつでもできます。ただし、納める税額には法定納期限（平成28年分の所得税は平成29年3月15日（水）、消費税及び地方消費税は平成29年3月31日（金））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかる場合がありますので、できるだけ早く納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに過少申告加算税がかかる場合があります。

手 続

修正申告書に必要事項を記入して、所轄の税務署に提出してください。修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（事務局にも用意してあります。）

<忘れてしまいがちな例>

売上から差し引かれている源泉税の売上計上漏れ、103万以上の収入があったのに扶養（配偶者）控除を受けている、寡婦控除と特別寡婦控除との相違、専従者給与を取っているのに扶養（配偶者）控除を受けている等・・・

●確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署長から決定を受けたりすると、無申告加算税がかかる場合があります。なお、期限後申告によって納める税額は、申告書を提出する日までに延滞税と併せて納めてください。

※更正の請求、修正申告、期限後申告の手続などについて、ご不明な点がありましたら国税庁ホームページをご覧いただくか、当会事務局におたずねください。

神奈川税務署からのお役立ち情報！(vol.5)

納めた税金は、経費になりますか？

まずは、こんな質問から…

Q 今年はじめて確定申告をした個人事業主です。所得税及び復興特別所得税の納税額が発生し、50,000円納付しました。納めた所得税は、経費になりますか。また、これから住民税や事業税の通知が来ると聞きました。住民税や事業税は経費になるのでしょうか。

A 所得税や住民税は経費にはなりません。事業税は、経費になります。

具体的な取扱いは以下のようになります…



| |
|---|
| 経費になる <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告した消費税等(税込経理方式で、所得税の申告をしている場合) ・事業税・固定資産税・自動車税・不動産取得税・登録免許税・印紙税などの税金 ・青色申告会・商工会議所・商工会・協同組合・同業者組合・商店会などの会費や組合費 (業務に関連していない支払は経費にはなりません。また、仕事にも使用しているマイカーの自動車税のような場合は、走行距離・使用日数などによって業務の遂行上必要である部分を明らかに区分する必要があります。) |
| 経費にならない <p>所得税・住民税・天引きされた源泉所得税・相続税・国税の加算税・延滞税・町内会費・罰金・過料・国民健康保険税・国民年金の保険料などは、経費にはなりません。 (国民健康保険税と国民年金は経費にはなりませんが、社会保険料控除に含めて税金の対象から差し引くことができます。)</p> <p>＊＊ 帳簿では、「事業主貸」を使います。＊＊</p> <p>(例) 3月15日 事業主貸 50,000 / 現金 50,000 摘要 平成28年分所得税等</p> |

平成29年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成29年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽に問い合わせください。

記

- ◇ 受験資格 1、平成29年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成30年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
2、人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続 1、申込方法 インターネット申込み
 人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
 [http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html]
2、受付期間 平成29年6月19日（月）～平成29年6月28日（水）[受信有効]
- ◇ 試験日 第1次試験 平成29年9月3日（日）
 第2次試験 平成29年10月11日（水）～平成29年10月20日（金）のうち指定された日時
- ◇ 問合せ先 神奈川税務署総務課 (TEL045-544-0141 内線302)

個別による記帳指導を隨時受け付けております。お気軽にご来所ください。

～新しく入会された皆様へ～

●青色申告の記帳

青色申告を正しくするためには、正確な所得計算ができるように帳簿に備え付けて、毎日の取引を正しく記録しなければなりません。まず青色申告の基本は企業会計と家計の区分です。企業会計と家計が混在していては正しい企業損益が計算できません。また現金管理（現金出納帳残高と手元現金の残高の確認）も正しい企業損益を計算するためには大変重要なことです。



●記帳方法・・・記帳方法には次の3種類があります。

- 1、複式簿記・・・毎日の記帳と決算整理を行えば貸借対照表と損益計算書ができる組織的な簿記をいいます。
- 2、簡易簿記・・・簿記の知識のない人でも簡単に記帳できる単式簿記のことです。
- 3、現金式簡易簿記・・・現金主義による所得計算方式で、この記帳方法を選択するには届出が必要です。

※会計ソフトによる記帳・・・記帳は会計ソフトを利用して行うことができます。会計ソフトによる記帳は一般的に複式簿記です。会計ソフトによる記帳処理は、転記、集計、決算等の作業が速く楽にできます。

●無料法律・税務相談会

(毎月第1火曜日)

弁護士・税理士先生があなたの悩みをお答えします。



●開催日程

H29年 5月 9日(火)
6月 6日(火)

●会場 事務局 3F(東白楽)

●時間 PM1:00~PM3:00迄
内、30分間

●電話番号 433-5221(予約制)

相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
事前にお電話いただきますようお願い致します。

●港北出張所開設日

毎週月曜日開設

受付 10時~11時・13時~14時迄

電話番号 070-5593-2028(PHS)

(開設日以外はつながりません)

開設日

5月 1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)

6月 5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)

※5月29日は総会のためお休みとさせて頂きます。



5月29日(月)は第5回定期総会
開催のため、12時まで業務とさせて
おり、よろしくお願い致します。(港北出張所は、
お休みとさせていただきます。ご迷惑をおかけしま
すが、よろしくお願い致します。)

◆事務局より◆

| 3月 | 2月 | 1月 |
|---|----|----|
| 29 27 21 23 16 28 16 16 9 8 4 1 31 27 23 19 12 10 4 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 29 3 3 3 15 15 15 15 10 8 4 1 31 27 23 19 12 10 4 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 理事会 福祉厚生事業委員会 女性部役員会 会長・副会長会議 消費税申告指導会 確定申告街頭広報 優先予約専用日終了 青色コーナー開設 土曜日予約専用日開始 税理士会無料相談会場応援 下田町公会堂特別指導会場開設 早期提出指導会 役員選考委員会 人会賀詞交換会 役員研修会 仕事始め 年末調整指導会 決算準備指導会 無料法律・税務相談会 | | |
| 29 27 21 23 16 28 16 16 9 8 4 1 31 27 23 19 12 10 4 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 29 3 3 3 15 15 15 15 10 8 4 1 31 27 23 19 12 10 4 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 理事会 福祉厚生事業委員会 女性部役員会 会長・副会長会議 消費税申告指導会 確定申告街頭広報 優先予約専用日終了 青色コーナー開設 土曜日予約専用日開始 税理士会無料相談会場応援 下田町公会堂特別指導会場開設 早期提出指導会 役員選考委員会 人会賀詞交換会 役員研修会 仕事始め 年末調整指導会 決算準備指導会 無料法律・税務相談会 | | |
| 29 27 21 23 16 28 16 16 9 8 4 1 31 27 23 19 12 10 4 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 29 3 3 3 15 15 15 15 10 8 4 1 31 27 23 19 12 10 4 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 理事会 福祉厚生事業委員会 女性部役員会 会長・副会長会議 消費税申告指導会 確定申告街頭広報 優先予約専用日終了 青色コーナー開設 土曜日予約専用日開始 税理士会無料相談会場応援 下田町公会堂特別指導会場開設 早期提出指導会 役員選考委員会 人会賀詞交換会 役員研修会 仕事始め 年末調整指導会 決算準備指導会 無料法律・税務相談会 | | |
| 29 27 21 23 16 28 16 16 9 8 4 1 31 27 23 19 12 10 4 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 29 3 3 3 15 15 15 15 10 8 4 1 31 27 23 19 12 10 4 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 理事会 福祉厚生事業委員会 女性部役員会 会長・副会長会議 消費税申告指導会 確定申告街頭広報 優先予約専用日終了 青色コーナー開設 土曜日予約専用日開始 税理士会無料相談会場応援 下田町公会堂特別指導会場開設 早期提出指導会 役員選考委員会 人会賀詞交換会 役員研修会 仕事始め 年末調整指導会 決算準備指導会 無料法律・税務相談会 | | |

会のつどい

